

人権教育への取組

人権教育推進室

1995年から10年続いた「人権教育のための国連10年」が、昨年終了した。その間、「人権教育のための国連10年」の国内行動計画が策定され、具体的に取り組む内容が示された。さらに「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体が基本計画を策定し、人権教育が本格的にスタートした。そして、児童虐待防止法、ストーカー行為規制法、DV防止法、交通バリアフリー法、身体障害者補助犬法等人権関係の法律も整備されてきた。また、33年続いた同和対策の特別措置法が平成14年3月に終了し、同和教育は、人権教育の重要な柱として位置付け、推進することとなった。

国連総会で学校教育制度に焦点を絞った「人権教育のための世界プログラム」（2005～2007年）が採択されたことを受け、今後も、学校における人権教育の一層の充実・推進が求められている。

1 人権教育のとらえ方

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）である。人権教育は、学校の教育活動全体を通じ、子どもの発達段階に応じて、人権尊重の意識を高めるようにすることが大切で、組織的、計画的、系統的に推進しなければならない。

また、人権教育の目標は、「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解するとともに、〔自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること〕ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようにすること」（人権教育の指導方法等に関する調査研究会議）である。学校は、児童生徒一人一人に自尊感情と共生の心を育

てるとともに、コミュニケーション能力や人間関係調整能力等、実践的な行動力が身に付くようにし、目標の具現化を図ることとなる。人権教育は「一人一人を大切にした教育」であり、自分だけでなく、他者の自由と幸福を保障できる社会の一員にふさわしい「自立した個人を育てる教育」でもあると言えよう。

2 人権教育を推進するための構想

教育計画に適切に位置づけ、全教育活動に機能させる構想をもつことが大切である。

①人権に配慮した授業

…各教科等で、人権教育のねらいを踏まえ、各教科等の目標を達成する授業

②人権課題に関する内容

…各教科のねらい・目標を達成する中で人権教育のねらいも達成する授業

③人権に配慮した指導

…教育活動全体において、一人一人を大切にし、人権に配慮した指導の実践

この3つの構想を具体化し、実践することが重要である。「人権教育の視点をどの授業にどう取り入れるか」と考えるだけでなく、「人権を尊重する教育の視点を基盤に据え、一人一人が尊重される集団活動や人権に配慮した教育指導、学校運営をどう行うか」と考えることも大切であり、これにより人権教育をより身近なものとして意識できる。

人権教育の推進は、「一人一人の子どもに目を掛け、落ち着いた教育環境の中で、生き生きとした表情の子どもを育てる」という『潤いのある教育』を実現する上でも欠かすことのできない取組である。